

【計画の掲載内容について】

令和2年3月に策定した草津市情報化推進計画は、令和元年度に国から示されていた「デジタル手続き法」や「デジタル時代の新たなIT政策大綱」など、国のデジタル化に係る方針等の内容を踏襲していたことから、『自治体DX推進計画』の掲載内容についても基本的には網羅できている。

『自治体DX推進計画(概要)』より抜粋

計画の概要

1. 計画期間 R3.1~R8.3

2. 自治体におけるDX推進の意義

- デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上
- 業務効率化を図り人的資源を行政サービスの更なる向上につなげる
- データ様式の統一化等を図りつつ、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出される

3. 自治体に取り組む施策等

- 推進体制の構築（組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成など）
- 6つの重点取組事項

- ①自治体情報システムの標準化・共通化
- ②マイナンバーカードの普及促進
- ③行政手続のオンライン化
- ④AI・RPAの利用推進
- ⑤テレワークの推進
- ⑥セキュリティ対策の徹底...

- その他の取組事項 地域社会のデジタル化（デジタルデバйд対策を含む）など

【「セキュリティ対策の徹底」の項目について】

セキュリティ対策の実施については、草津市情報化推進計画において、下記のとおり、草津市情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策を推進することで、情報セキュリティを確保することとしている。

草津市情報化推進計画
第5章 計画の推進

(3)情報セキュリティ

情報セキュリティについては、今後も本市の情報資産に関する情報セキュリティ対策を総合的・体系的に推進する草津市情報セキュリティ委員会において、草津市情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策を推進し、情報セキュリティを確保します。

草津市情報化推進計画 3. 計画の体系より

